

退職(失業)による特例免除制度

厚生年金に加入していた方が20歳～59歳で退職(失業)すると、市区町村役場で国民年金の第一号被保険者になるための手続きを行い、月額15,020円(平成24年度は14,980円)の保険料を納めることになります。

一方、保険料を納めることが経済的に困難な方には、申請によって保険料の納付を免除される制度があります。この免除制度を利用し全額免除に承認(認定)されると、保険料を納めなくとも、免除された期間は次のとおり扱われます。

- ① 老齢基礎年金・老齢厚生年金の受給資格期間の25年に算入されます。
- ② 老齢基礎年金の2分の1の年金額が保障されます。(平成21年3月分までは3分の1)
- ③ 障害基礎年金・遺族基礎年金の受給資格期間に算入されます。

また、免除申請する年度またはその前年度に退職(失業)した方は、**特例免除制度**を利用できます。この特例免除では、通常は審査の対象となるご本人の所得の状況を除外して審査が行われるため、通常より免除承認(認定)されやすくなります。

ただし、配偶者、世帯主に一定以上の所得があるときは免除が認められないことがあります。一部免除($\frac{1}{4} \sim \frac{3}{4}$)の保険料負担で額面以上の年金額の認定となる場合もあります。

※退職には自己都合退職も含まれます。

☆手続き

特例免除の申請には、住民票のある市区町村役場へ「国民年金保険料免除申請書」を提出(郵送可)する必要があります(申請書は市区町村役場または年金事務所にあります。また、お手元に年金事務所から届いたハガキの免除申請書をお持ちの方は、そちらも利用できます)。

手続きに必要なもの

- ① 年金手帳または納付書など基礎年金番号がわかるもの
- ② 認め印(本人が署名する場合は不要)
- ③ 失業していることを確認できる公的機関の証明の写し(雇用保険受給資格者証、離職票等)

※紛失された場合は、事務窓口にある『離職照会同意書』をご利用ください。

☆被扶養配偶者の方も特例免除になります。

厚生年金・共済年金加入者の被扶養配偶者で、20歳～59歳の方は、配偶者の退職(失業)によって、国民年金の種別が、第三号被保険者から第一号被保険者にかわり、保険料の納付義務が生じます。

この被扶養配偶者だった方も、配偶者の方の上記の退職(失業)時の特例免除が承認(認定)されると、同一条件で免除が承認(認定)されますので、ご夫婦同時に申請することをお勧めします。

なお、免除された期間については、10年以内に「追納」をして、老齢基礎年金の年金額を増やすこともできます。免除制度と追納制度の詳細については年金事務所にご相談ください。

離職後1～2年の方、締切間近です。お急ぎください!

平成22年3月31日から平成23年3月30日の間に離職された方は、平成24年3月末で退職(失業)時の特例免除制度の申請が締め切られます。平成23年7月以降の保険料に未納がある方は、申請のラストチャンスです!

詳しくは、**稚内年金事務所(電話0162-32-1941)**または**町民課保健福祉グループ(電話5-1115 内線160)**にお問い合わせください。